

令和6年8月28日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の4件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	経口補水液	エブリサポート経口補水液ORS（オーアールエス）	日本薬剂株式会社	3230001002267	エブリサポート経口補水液ORSは、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態の際の水分・電解質の補給に適しています。	第2024006号
2	個別評価型病者用食品	経口補水 エスオーエス（S—OS）	五洲薬品株式会社	8230001000927	本品は次の方の水分・電解質の補給・維持に適しています。 1. 軽度から中等度の熱中症、脱水状態 2. 感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態	第2024007号
3	個別評価型病者用食品	オーエスワンゼリー アップル風味（OS-1ゼリー アップル風味）	株式会社大塚製薬工場	5480001005219	オーエスワンゼリー アップル風味は、脱水症のための食事療法（経口補水療法）に用いる経口補水液です。軽度から中等度の脱水症における水・電解質の補給、維持に適した病者用食品です。下記の状態等を原因とした脱水症の悪化防止・回復、脱水症の回復後も下記の状態等における水・電解質の補給、維持にご利用ください。 ●感染性腸炎、感冒による下痢・嘔吐・発熱 ●高齢者の経口摂取不足 ●過度の発汗 また、脱水を伴う熱中症にもご利用ください。 そしゃく・えん下困難な場合にも用いることができますが、医師とご相談の上、ご利用ください。	第2024008号
4	経口補水液	経口補水AOS（エーオーエス）	五洲薬品株式会社	8230001000927	本品は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適した経口補水液です。	第2024009号